



支給は、療養の給付で果たすことができない部分を補完するものとされている。そして、療養費の支給対象となる治療用装具の範囲については、保険者は、従来、疾病又は負傷の治療遂行上必要不可欠な範囲のものに限って認めてきているところである。したがって、治療用装具の給付は、保険医が治療上必要であると認めて、疾病または負傷の治療遂行のため、直接必要な範囲のものとして業者に作成せしめた場合に限られるものである。

- (2) 前記1の(2)(3)によれば、請求人は、麻痺性内反尖足に対し平成〇年〇月〇日、b病院c科にてアキレス腱延長術（ホワイト法）を受け、同年〇月〇日にa病院に転院し、当該傷病の手術治療目標を達成するため、術後の早期装具療法が必要とされ、入院中にA医師の指示により、歩行介助用と足関節変形改善用の使用用途の異なる2種類の治療用装具（短下肢装具）を作成し、療養費の支給請求を行ったものである。
- (3) 歩行介助用の当該装具Bはすでに療養費として支給されており、保険者、請求人双方に争いはない。当該装具Aが当該傷病の足関節変形改善用の治療に必要なものか検討すると、前記1の(2)によれば、A医師は、当該装具Aは麻痺性内反尖足の手術後の早期の装具療法の一環として、足関節変形を改善するために夜間就眠時に必須のものであるとしているのであるから、当該装具Aは麻痺性内反尖足の手術後の足関節変形の単なる変形予防目的のものではなく変形の改善を目的にしたもので、治療上欠かせないものと判断せざるを得ない。また、直接治療に必要な限度を超えて、日常生活や職業上の利便性を求めた同一部位に対する同一の目的の複数の装具としては当たらない。
- (4) 以上のとおりであるから、当該装具Aは治療用装具に該当すると認める

のが相当である。そうすると、原処分は妥当ではなく、これを取り消さなければならない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。